2　事業者は、前項の業務については、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

附則第四条中「この省令」の下に「（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の六を削り、第二条の五を第二条の六とし、第二条の四の次に次の一条を加える。

（転嫁対策調査官）

第二条の五　事務総局経済取引局取引部取引企画課に転嫁対策調査官六人以内を置く。

2　転嫁対策調査官は、命を受け、消費税の転嫁を阻害する行為の調査に関する事務を処理する。

附則第三項を削る。

附　則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十八号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百三十条第四項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「ファンド監査に関する規則」（一般社団法人日本投資顧問業協会規則）とする。

（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「ファンド監査に関する規則」（一般社団法人日本投資顧問業協会規則）とする。

○総務省告示第二百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、青年政治機構から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

「収入総額　1,122,596
前年繰越額　1,122,596」を
「収入総額　1,122,597
前年繰越額　1,122,596」に改め、
本年収入額
1
同部青年政治機構のうち2の次に次のように加える。
3　本年収入の内訳
その他の収入　1
一件十万円未満のもの　1
政治活動費　5,090,553」に改める。
組織活動費　3,517,395
機関紙誌の発行その他の事業費　1,523,148
宣伝事業費　1,523,148
調査研究費　50,010」
〔資金管理団体〕の部パイオニア政策研究会のうち1中
「収入総額　2,100,373
本年収入額　2,100,373」を
「収入総額　2,101,373
本年収入額　2,101,373」に改め、
同部パイオニア政策研究会のうち3中
「寄附　2,100,369
個人分　100,369」を
「寄附　2,101,369
個人分　101,369」に改め、
同部パイオニア政策研究会のうち5中
「松本　和巳　50,369　松戸市　」を
「松本　和巳　51,369　松戸市　」に改める。

○総務省告示第二百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新党日本関西総支部及びパイオニア政策研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

「（関係書類が押収されているため、支出の一部が記載できない旨、報告　」を削り、があった。）

同部新党日本関西総支部のうち2中
「支出総額　不明」を
「支出総額　12,770,439」に改め、
同部新党日本関西総支部のうち4中
「経常経費　不明
人件費　不明
光熱水費　不明
備品・消耗品費　不明
事務所費　不明
政治活動費　不明
組織活動費　不明
選挙関係費　不明
機関紙誌の発行その他の事業費　不明
機関紙誌の発行　不明
事業費　不明
宣伝事業費　不明
政治資金パーティー開催事業費　不明
その他の事業費　不明
調査研究費　不明
寄附・交付金　不明
その他の経費　不明」を
「経常経費　7,679,886
人件費　1,698,250
光熱水費　198,156
備品・消耗品費　1,773,145
事務所費　4,010,335

○総務省告示第二百七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新党日本関西総支部及びパイオニア政策研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

「（関係書類が押収されているため、収入の一部が記載できない旨、報告　」を削り、があった。）

同部新党日本関西総支部のうち1中
「収入総額　不明」を
「収入総額　729,756」に改める。
前年繰越額　229,622」
〔資金管理団体〕の部パイオニア政策研究会のうち1中
「収入総額　59,299」を
前年繰越額　3,727」
「収入総額　60,299」に改める。
前年繰越額　4,727」